

令和8年7月21日

関係各位

うるま市長

中村 正人
(公印省略)

質疑応答書

入札件名：令和8年度無線環境強化事業の機器賃貸借【長期継続契約】

質 疑 欄	回 答 欄
万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点における残賃借料について別途協議頂けますでしょうか。	万一そのような事態が生じた場合の対応については、その時点で双方誠意をもって別途協議を行うものとします。
予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	本案件においては、予算削減等の影響による契約解除および変更契約の事例はこれまでございません。
契約書にて受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか。	契約に基づく任意解約の規定が実施される場合、必要に応じて協議を行うことを基本とします。
動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料については、別途協議いただけますでしょうか。	別途協議いたします。
物件に付保する保険は、一般的な動産総合保険(賃貸借期間開始から賃貸借期間終了まで、物件金額相当額を一定割合低減させる方式にて物件単位で保険金額を設定)への加入でよろしいでしょうか。	物件に付保する保険については、ご質問の通り一般的な「動産総合保険」への加入を想定しております
本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますか。	契約書案は事前に関示することはできませんが、落札者が確定した日(入札日)に落札者様にのみお渡しいたします。
落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。	契約書につきましては、原則として発注者所定の契約書を採用いただきます。落札後の契約締結の際に、必要に応じて個別の事情等を考慮し、別途協議することは可能です。ただし、大幅な条項の変更や修正については、契約の趣旨や原則を損なわない範囲内に限らせていただきますので、予めご了承ください
本件、賃貸借期間満了後の物件については無償譲渡との条件ですので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い(賃貸借料には同費用分は含めない)でよろしいでしょうか。	ご認識の通りとなります。
賃貸借料のお支払いスケジュールは、賃貸借期間開始後、1か月毎(翌月末日)の毎月・均等払いでよろしいでしょうか。	ご認識の通り、賃貸借期間開始後から毎月・均等払いになります。
FortiAP-441K に関して、電源が付属していませんが、PoE 接続との認識でよろしいでしょうか	ご認識の通りとなります。